

議第四十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表八の項中「一、八〇〇」を「一、六〇〇」に改める。

別表第一七の表十二の項中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の二第三項」に改め、同表十四の項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同表十七の項中「七五〇」を「一、〇五〇」に改め、同表十八の項中「一、四〇〇円」を「一、四五〇円」に、「八〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

十八の二 法第九十七 条の二第一項第 三号イに規定する 運転技能検査	運転技能 検査手数 料		一件に つき	三、五五〇
---	-------------------	--	-----------	-------

別表第一七の表二十七の項中「及び三十の項」を削り、同表二十九の項第十二号を次のように改める。

12 法第八十二条の二 第一項第十二号に 掲げる講習	イ 法第七十一条の五第三項に 規定する普通自動車対応免許 （以下この表において「普通 自動車対応免許」という。） に係るもの（法第九十七条の 二第一項第三号イ若しくはハ	一件につき	六、四五〇
----------------------------------	---	-------	-------

	に掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものを除く。)		
ロ 普通自動車対応免許に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものに限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許に係るもの（普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するものに限る。）	一件につき		二、九〇〇

別表第一七の表二十九の項第十四号中「第百八条の二第二項第十四号」を「第百八条の二第一項第十五号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次のように加える。

14 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	一時間につき		二、二五〇
-------------------------	--------	--	-------

別表第一七の表三十の項を次のように改める。

三十 法第百八条の二第二項に規定する車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習	特定任意 高齢者講習 習手数料	1 普通自動車対応免許に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものを除く。）	一件につき	六、四五〇
		2 普通自動車対応免許に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三	一件につき	二、九〇〇

		<p>項の規定の適用を受ける者に対するものに限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許に係るもの(普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するものに限る。)</p>		

別表第一七の表三十一の項中「の規定による」を「に規定する」に、「の通知又は」を「、」に改め、「に対する講習」の下に「又は法第百八条の三の三に規定する若年運転者講習」を加える。

別表第二二の項中「及び」を「並びに」に改め、「第百八条の二第一項第十号」の下に「及び第十四号」を加える。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第一六の表八の項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

道路交通法の一部改正に伴い、運転技能検査手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。